

電球類及び照明器具の目標年度について（案）

トップランナー制度においては、「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（第10回総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会（平成19年6月18日改定））の原則8に基づき、目標年度を設定することとされている。

「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」～抜粋～

目標年度の考え方について

原則8．目標年度は、特定機器の製品開発期間、将来技術進展の見通し等を勘案した上で、3～10年を目処に機器ごとに定める。

電球類については、使用頻度の低い用途で白熱電球等の既存光源を使用している場合、早い段階で電球形LEDランプ等の高価な高効率照明への買い換えを求めることは、消費者に経済的な負担を強いることになるため、経済合理性の観点より最大限の10年後の2027年度を目標年度とする。

照明器具については、「エネルギー基本計画」（2014年4月閣議決定）及び「日本再興戦略2016」（2016年6月閣議決定）において、高効率照明を2020年までにフローで100%の普及を目指すとしてされており、これらの決定を踏まえ、2020年度を目標年度とする。なお、ストックについては、2030年までに100%の普及を目指すこととされている。